

臨時（幼稚園・小中学校）用務員の登録について

高砂市教育委員会では、高砂市立幼稚園、小学校及び中学校において臨時的に勤務をしていただく用務員の登録制度を設けています。

1 登録条件

20歳以上65歳未満、子供、動物、植物が好きな方で心身ともに健康な人

※ ただし、登録期間は66歳に達する年の年度末（3月31日）で終了となります。

2 勤務条件

(1) 勤務場所 … 高砂市立幼稚園、小学校及び中学校

(2) 勤務期間 … 雇用の必要に応じて期間を決定します。

(数週間から6箇月、更新で1年の場合もあります。)

(3) 勤務日 … 月曜日～金曜日

(ただし、学校園の行事等により変更する場合があります。)

(4) 勤務時間 … 午前8時30分～午後5時15分

(学校園の行事等により変更する場合があります。)

(5) 職務内容 … 別紙「臨時（幼稚園・小中学校）用務の職務内容」を参照

(6) 有給休暇 … 雇用契約の期間に応じて付与されます。

(7) 社会保険等 … 法令等の定めるところにより2箇月を超える雇用の場合は、必ず社会保険及び雇用保険への加入が必要となります。

3 賃金

日額 6,320円 半日勤務の場合は日額の1/2を、交通費については高砂市臨時職員の交通費支給に関する基準に基づき支給します。

なお、支払方法については月末ごとに締め切り、翌月の15日までに指定口座へ振込となります。

4 その他

- ・ 登録の用紙「臨時（幼稚園・小中学校）用務員任用申込書」は教育委員会教育部教育総務課に用意しています。（ホームページからでもプリントアウトできます。）
- ・ 登録の際は、必ず本人が申請書を持参してください。代理・郵送・メールによる受付はいたしません。
- ・ 勤務の必要に応じて、順次電話にて連絡をいたしますので「臨時（幼稚園・小中学校）用務員任用申込書」の電話番号欄には必ず連絡のとれる連絡先（携帯電話可）を記入してください。
- ・ 登録の申込後、就職や体調不良等により勤務をすることが困難となった場合には必ず教育部教育総務課まで登録抹消の連絡をお願いします。

☆ 用務員登録制度は、必要に応じて雇用契約をいたしますので、必ず就労を約束するものではありません。

【 別紙 】

臨時（幼稚園・小中学校）用務の職務内容

- ・ 門扉、玄関等の出入口及び廊下側の窓等の施錠
- ・ 来客又は電話の応対
- ・ 生徒の給食用湯茶業務（中学校のみ）
- ・ 文書、郵便、電報及び物品等の取次
- ・ 連絡便の送り出し及び受け取り
- ・ 新聞等の整理及び配布
- ・ 敷地内の植木及び園、校舎内の鉢植への散水
- ・ 敷地内の除草（草刈り機使用不可）
- ・ ごみの搬出
- ・ 危険物（破損ガラス等）の除去
- ・ 飼育動物の世話
- ・ その他園長・校長の指示する業務